

## 敦賀市企業説明会出展補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等の人材確保を図るため、採用活動を行う中小企業者に対して、民間事業者が主催する企業説明会等の出展にかかる経費に対し、補助金を交付することに関し、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 団体 構成員の3分の2以上を中小企業者で構成する団体で、かつ、補助対象事業に出展する構成員が中小企業者に限る者をいう。

### (補助事業者)

第3条 この補助の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、中小企業者において、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 中小企業者で市内に事業所を有し、市内で1年以上継続して同一事業を営み、かつ、個人であっては、本市に住民登録があり市内で事業を行っている者
- (2) 市内の事業所において正規雇用を目的とした採用活動を行っていること。
- (3) 関係する法令等に違反していないこと。
- (4) 事業所及び代表者の市税の滞納がないこと。
- (5) 補助金の交付の対象となる経費に対して、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は別表に定めるとおりとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費については別表に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

### (補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、単独で出展の場合は15万円、2社以上で構成される団体で出展する場合は20万円を限度とする。この場合において、1千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1事業者につき年度毎に、単独での出展又は団体での出展のどちらか1回限りとし、予算の範囲内で交付するものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、原則出展の2週間前までに敦賀市企業説明会出展補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 誓約書（様式第1号別紙2）

- (3) 補助対象経費の内容及び金額が確認できる書類
- (4) 出展申込書の写し
- (5) 企業説明会の内容が確認できるパンフレット等
- (6) 登記簿謄本の写し（申請年度において敦賀市競争入札参加資格（委任を含む。）を有している場合は省略可）
- (7) 補助事業者の納税証明書（申請年度において敦賀市競争入札参加資格（委任を含む。）を有している場合は省略可）

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、敦賀市企業説明会出展補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）を当該申請者（以下「補助事業者」という。）に交付するものとする。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ敦賀市企業説明会出展補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、敦賀市企業説明会出展補助金変更承認通知書（様式第4号。以下「変更承認通知書」という。）による承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、敦賀市企業説明会出展補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第5号別紙）
- (2) 経費の支払いを証する書類
- (3) 補助事業の実施が確認できる書類等（出展が確認できる書類、当日の写真等）

（補助金等の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付確定額と交付決定額に差が生じたときは、敦賀市企業説明会出展補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「交付確定通知書」という。）にて、その額を補助事業者に通知するものとする。

（調査）

第12条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、必要があるときは補助事業者その他に必要な書類の提出を求め、又は実態を調査することができる。

（交付決定等の取消し等）

第13条 市長は、前条の規定による調査等を行い、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明するに至ったとき。
- (2) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、敦賀市企業説明会出展補助金請求

書（様式第7号）に交付決定通知書、変更承認通知書及び交付確定通知書のうち、既に通知を受けたものの写しを添付して市長に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

<p>補助対象事業</p>	<p>民間事業者が主催する人材確保を目的とした企業説明会への出展</p> <p>(対象外事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社が主催する企業説明会</li> <li>・ オンラインにて開催される企業説明会</li> <li>・ 海外で開催される企業説明会</li> <li>・ 人材確保以外を主な目的とした展示会 等</li> </ul>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象事業への当日の出展にかかる費用で主催事業者から請求があるもの 出展料、運搬料、賃借料、広報費等</p> <p>(対象外経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノベルティグッズやパンフレット等配布物作成費</li> <li>・ 旅費</li> <li>・ 通訳料 等</li> </ul> <p>・ 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p>